

令和 4 年 6 月 17 日
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
 「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」及び
 「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	<p>【事業①】 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務） 事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就業状況を把握する。</p> <p>【事業②】 刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等） 刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を委託する。</p>
実施期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
受託事業者	<p>【事業①】（協力雇用主等支援業務）</p> <p>東京都 : 特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構 神奈川県 : 特定非営利活動法人 神奈川県就労支援事業者機構 愛知県 : 特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構 大阪府 : 特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構 福岡県 : 特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構</p> <p>【事業②】（支給業務等） 特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構</p>
契約金額（税抜）	<p>【事業①】（協力雇用主等支援業務）</p> <p>東京都 : 13,799,000 円 神奈川県 : 8,602,973 円 愛知県 : 8,450,000 円 大阪府 : 13,800,000 円 福岡県 : 8,700,000 円</p>

	<p>【事業②】（支給業務等） 22,847,896 円</p>
入札の状況	<p>【事業①】（協力雇用主等支援業務） 東京都：1 者応札（予定価内＝1 者） 神奈川県：1 者応札（予定価内＝0 者）不落随契 愛知県：1 者応札（予定価内＝0 者）不落随契 大阪府：1 者応札（予定価内＝1 者） 福岡県：1 者応札（予定価内＝0 者）不落随契 （説明会参加＝6 者）</p> <p>【事業②】（支給業務等） 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者）</p>
事業の目的	<p>厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。</p>
選定の経緯	<p>本事業は、1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められる事業として、公共サービス改革基本方針（令和元年 7 月閣議決定）別表において、新規事業として選定された。</p>

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

（1）評価方法について

厚生労働省から提出された令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	【事業①】（協力雇用主等支援業務）	
	確保されるべき水準	評価
	本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業	適切に実施

	務の履行を遵守すること。																																					
	実施対象地域ごとに設定した求人開拓業務等における接触事業者数	全ての実施対象地域において目標を達成																																				
	実施対象地域ごとに設定した目標開拓求人数	全ての実施対象地域において目標を達成																																				
	<p>※実施対象地域ごとの結果は以下のとおり</p> <p>事業者には、対面や電話等の方法により接触</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施対象地域名</th> <th colspan="2">接触事業者数</th> <th colspan="2">開拓求人数</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績</th> <th>目標値</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>3,000 者</td> <td>3,983 者</td> <td>1,500 人</td> <td>3,842 人</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>1,500 者</td> <td>2,276 者</td> <td>1,000 人</td> <td>1,732 人</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1,500 者</td> <td>1,888 者</td> <td>1,000 人</td> <td>2,279 人</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>3,000 者</td> <td>4,738 者</td> <td>1,500 人</td> <td>2,123 人</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>1,500 者</td> <td>1,867 者</td> <td>1,000 人</td> <td>1,449 人</td> </tr> </tbody> </table>				実施対象地域名	接触事業者数		開拓求人数		目標値	実績	目標値	実績	東京都	3,000 者	3,983 者	1,500 人	3,842 人	神奈川県	1,500 者	2,276 者	1,000 人	1,732 人	愛知県	1,500 者	1,888 者	1,000 人	2,279 人	大阪府	3,000 者	4,738 者	1,500 人	2,123 人	福岡県	1,500 者	1,867 者	1,000 人	1,449 人
実施対象地域名	接触事業者数		開拓求人数																																			
	目標値	実績	目標値	実績																																		
東京都	3,000 者	3,983 者	1,500 人	3,842 人																																		
神奈川県	1,500 者	2,276 者	1,000 人	1,732 人																																		
愛知県	1,500 者	1,888 者	1,000 人	2,279 人																																		
大阪府	3,000 者	4,738 者	1,500 人	2,123 人																																		
福岡県	1,500 者	1,867 者	1,000 人	1,449 人																																		
	<p>【事業②】（支給業務等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確保されるべき水準</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。</td> <td>適切に実施</td> </tr> <tr> <td>各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。</td> <td>適切に実施</td> </tr> <tr> <td>トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから、6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。</td> <td>おおむね達成 77.1% (27件/35件) 7週間以上を要した申請が8件あるが、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要しており、受託事業者の対応には問題がなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				確保されるべき水準	評価	本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。	適切に実施	各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。	適切に実施	トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから、6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。	おおむね達成 77.1% (27件/35件) 7週間以上を要した申請が8件あるが、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要しており、受託事業者の対応には問題がなかった。																										
確保されるべき水準	評価																																					
本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。	適切に実施																																					
各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。	適切に実施																																					
トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから、6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。	おおむね達成 77.1% (27件/35件) 7週間以上を要した申請が8件あるが、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要しており、受託事業者の対応には問題がなかった。																																					
民間事業者からの改善提案	該当なし																																					

(3) 実施経費（税抜）

事業①（協力雇用主等支援業務）に係る実施経費は、従来経費と比較して、下記のとおり、各実施対象地域において削減を達成しており、全体では4.9%（2,749,885円）の削減を達成している。

また、事業②（支給業務等）に係る実施経費は、従来経費と比較して、9.6%（687,041円）の削減を達成している。

【事業①】（協力雇用主等支援業務）

実施対象地域	従来経費（税抜） （令和元年度）	実施経費（税抜） （令和3年度）	増減額	増減率
東京都	14,923,094円	13,799,000円	△1,124,094円	△7.5%
神奈川県	8,976,297円	8,602,973円	△373,324円	△4.2%
愛知県	8,976,297円	8,450,000円	△526,297円	△5.9%
大阪府	14,081,567円	13,800,000円	△281,567円	△2.0%
福岡県	9,144,603円	8,700,000円	△444,603円	△4.9%

【事業②】（支給業務等）

従来経費（税抜）（元年度）	7,183,282円
実施経費（税抜）（3年度）	6,496,241円
増減額（税抜）	△687,041円
増減率	△9.6%

※従来経費は、事業分割前の経費から当該事業以外の経費を除いている。

※従来経費、実施経費ともに、助成金等の支給経費を除いている。

(4) 競争性改善のための取組

競争性改善のため、厚生労働省が実施した主な取組は、下記のとおりである。

事業①（協力雇用主等支援業務）及び事業②（支給業務等）ともに令和3年度事業まで1者応札が継続している。

なお、既に入札を終え開始している令和4年度事業については、事業①（協力雇用主等支援業務）は、引き続き1者応札となっているが、事業②（支給業務等）は、新規2者からの応札があり、競争性が確保された。

【事業①】（協力雇用主等支援業務）

（令和2年度事業～令和3年度事業）

- 性質が異なる業務を分割し（協力雇用主等支援業務と支給業務等に分割）、更に小規模事業者の参入を促すため、協力雇用主等支援業務は5つの実施対象地域に分割した。

- 公告期間を延長した（開庁日 14 日間→23 日間）。
- 関係機関との連携について、具体的にどのような取組を求めているかの説明を充実させた。
- 啓発・支援業務の内容についての記載を明確化した。
- 従事人員の兼務割合や要求水準達成率等の情報開示の充実を図った。
- 支援員として想定される人材についての記載が支援員の必須条件であると誤解を与えないよう記載を修正した。

（令和 4 年度事業）

- 入札参加資格を全等級に拡大した（B, C 又は D 等級→全等級）。
- 類似事業の実績に対する加点を圧縮し、新規参入促進の観点から採点内容を見直した。
- 支援員として想定される人材についての記載から具体的な資格の例示を削除し、支援員の必須条件であると誤解を与えないよう記載を修正した。
- 事業者への周知を徹底した。

【事業②】（支給業務等）

（令和 2 年度事業～令和 3 年度事業）

- 性質が異なる業務を分割した（協力雇用主等支援業務と支給業務等に分割）。
- 公告期間を延長した（開庁日 14 日間→30 日間）。
- 職場体験講習に係る業務の簡素化・明確化を行った。
- 従事人員の兼務割合等の情報開示の充実を図った。

（令和 4 年度事業）

- 入札参加資格を全等級に拡大した（A, B 又は C 等級→全等級）。
- 審査書類や審査事項を見直し、業務を明確化した。
- 事業者への周知を徹底した。

（5）業務の特殊性等

事業①（協力雇用主等支援業務）の特殊性等について、更なる改善が困難な事情は、以下のとおりである。

① 専門性を要する事業かつ特殊な事業であること

協力雇用主及び刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主に対する啓発・求人開拓・情報収集が事業内容であり、業務遂行には、刑事司法手続や国が実施する刑務所出所者等への就労支援施策に関する専門的な知識が必要である。

また、刑務所出所者等への支援は、国や地方公共団体に加えて、保護司や篤志面接委員等のボランティア、更生保護法人等の民間団体との連携体制を築くことが非常に重要となる。

② 現行事業者との競争に高いコストを要すること

事業分割後の5つの実施対象地域では、刑務所出所者等への就労支援を目的として設立された各都道府県の「特定非営利活動法人就労支援事業者機構」が継続受注しており、新規参入に当たっては、既にノウハウを十分に持ち、関係機関との連携体制が構築されているなどの極めて高い専門性を有する現行事業者との競争が必要となる。

また、事業②（支給業務等）については、協力雇用主等支援業務ほど専門性を要しかつ特殊な業務ではないため、事業を分割したことにより、支給業務単体を受注できる事業者は増加したと考えられるが、これまで刑務所出所者等の就労支援に係る事務・経理業務が単体で外部発注されることはなかったため、事務・経理業務を得意とする事業者にはノウハウの蓄積がなく、新規参入の負担が大きいことが、市場化テスト2期目の令和3年度事業まで競争性の確保が困難であった理由として考えられた。しかしながら、新規参入における負担軽減のため、市場化テスト3期目の令和4年度事業では、入札実施要項の更なる見直しを行うとともに、事業者への丁寧な周知に取組んだところ、新規2者からの応札があり、競争性が確保された。

(6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について、事業①（協力雇用主等支援業務）は、全て目標を達成していると評価できる。事業②（支給業務等）は、支給・不支給決定に7週間以上を要した申請があったものの、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要したものであり、受託事業者の対応には問題がなかったことから、おおむね目標を達成していると評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、事業①（協力雇用主等支援業務）は、全体で4.9%（2,749,885円）の削減、事業②（支給業務等）は、9.6%（687,041円）の削減となっており、効果があったものと評価でき、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、市場化テスト2期目の令和3年度事業まで、事業①（協力雇用主等支援業務）及び事業②（支給業務等）ともに1者応札が継続していたものの、市場化テスト3期目の令和4年度事業の入札結果も考慮すると、事業②（支給業務等）は、2者応札となって競争性が確保され、事業①（協力雇用主等支援業務）は、引き続き1者応札となったことから、事業①（協力雇用主等支援業務）のみ競争性に課題が残った。

この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり、これまで可能な限りの改善策を講じているものの、「(5) 業務の特殊性等」記載の事情から、新規事業者の参入が難しい。本事業の目的を達成し、質を維持するためには、これ以上の改善

を図ることは困難であり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に受託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後も厚生労働省内に設置している外部有識者で構成される一般会計特別会計公共調達委員会及び雇用保険二事業懇談会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(7) 今後の方針

本事業については、事業①（協力雇用主等支援業務）で、競争性の確保において課題が認められるため、総合的に勘案すると、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、事業①（協力雇用主等支援業務）については、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、厚生労働省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。

なお、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

令和 4 年 6 月 1 日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」の
実施状況報告について（令和 3 年度）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就業状況を把握する。

(1) 業務内容

ア 啓発・支援業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主を対象に、対象求人の確保に資することを目的として、啓発・支援業務を実施する。

イ 求人開拓業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主からの対象求人（①事業実施対象地域内に所在する事業所のものであること、②事業実施対象地域内を就業地とするものであること、③原則として、雇用保険一般被保険者となることが見込まれるものであること及び④刑務所出所者等就労支援事業専用求人であること。）の開拓業務を実施する。

ウ 情報収集業務

対象情報（①刑務所出所者等の雇用に関する事業主の要望、②対象事業主に雇用されている刑務所出所者等の就労状況及び③その他厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援のために必要と認める情報）の収集業務を実施する。

エ 関係機関との連携

関係機関（労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体等）と連携・協力して本事業を実施する。また、啓発・支援業務及び求人開拓業務の詳細な実施方法等について、関係

機関と必要な調整を行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 受託事業者

- ①東京都分 : 特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構
- ②神奈川県分 : 特定非営利活動法人 神奈川県就労支援事業者機構
- ③愛知県分 : 特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構
- ④大阪府分 : 特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構
- ⑤福岡県分 : 特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和3年度刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施した。令和3年3月1日に開札した結果、実施対象地域ごとに1者の応札があり、神奈川県分、愛知県分、福岡県分を除いた2つの実施対象地域については、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

なお、神奈川県分、愛知県分及び福岡県分については、1者（いずれも現行事業者）のみの応札であったが、開札の結果予定価格の範囲内の入札書が提出されなかった。

予定価格超過となった3者は、当業務を開始した平成27年度から令和元年度まで再委託により当業務を受託していたほか、提出された技術提案書からも業務の実施が可能であると認められたことから、見積書を提出させ、価格交渉を行った結果、予定価格の範囲内の見積書が提出され、積算内容も適

当と認められたため、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 に基づいて随意契約を締結した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、仕様書に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業の目標及び結果

1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

2) 結果：令和 3 年度の実績は以下のとおり。

実施対象地域名	接触事業者数		開拓求人数	
	目標値	実績	目標値	実績
東京都	3,000 者	3,983 者	1,500 人	3,842 人
神奈川県	1,500 者	2,276 者	1,000 人	1,732 人
愛知県	1,500 者	1,888 者	1,000 人	2,279 人
大阪府	3,000 者	4,738 者	1,500 人	2,123 人
福岡県	1,500 者	1,867 者	1,000 人	1,449 人

(3) 評価

協力雇用主及び刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主に対して、対面や電話等の方法により接触を図った結果、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。

3. 実施経費の状況及び評価

(東京)

従前経費（税抜）（元年度）	14,923,094 円
実施経費（税抜）（3年度）	13,799,000 円
増減額	▲1,124,094 円

増減率	▲7.5%
-----	-------

(神奈川)

従前経費（税抜）（元年度）	8,976,297 円
---------------	-------------

実施経費（税抜）（3年度）	8,602,973 円
---------------	-------------

増減額	▲373,324 円
-----	------------

増減率	▲4.2%
-----	-------

(愛知)

従前経費（税抜）（元年度）	8,976,297 円
---------------	-------------

実施経費（税抜）（3年度）	8,450,000 円
---------------	-------------

増減額	▲526,297 円
-----	------------

増減率	▲5.9%
-----	-------

(大阪)

従前経費（税抜）（元年度）	14,081,567 円
---------------	--------------

実施経費（税抜）（3年度）	13,800,000 円
---------------	--------------

増減額	▲281,567 円
-----	------------

増減率	▲2.0%
-----	-------

(福岡)

従前経費（税抜）（元年度）	9,144,603 円
---------------	-------------

実施経費（税抜）（3年度）	8,700,000 円
---------------	-------------

増減額	▲444,603 円
-----	------------

増減率	▲4.9%
-----	-------

市場化テスト導入前（令和元年度）と導入後（令和3年度）の契約額を比較した結果、全体で、2,749,885 円、4.9%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和3年度は、対面での入札説明会について、Web会議方式や録画・録音など代替での方法を検討するよう意見があり、令和3年度からWeb会議方式で入札説明会を実施している。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和3年度の評価は「a評価」（施策継続）となっている。

※ 雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳

格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本の見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、実績に係る評価基準の変更等を行った上で競争入札を実施したが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、2,749,885円の減額となった。

6. 今後の事業

(1) 競争性確保のためのこれまでの取組及び競争性の改善が困難な事情

本事業は、市場化テスト2期目であるところ、競争性確保のため、事業の分割、公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等を実施したが、一者応札が継続している。

なお、市場化テスト3期目の令和4年度事業についても、競争性改善に向けた取組をしたが、一者応札となっている。

上記の取組によっても競争性の確保が困難であったのは、新規参入するための体制構築が困難であることが考えられる。本事業においては、刑務所出所者等と直接接触することはないものの、刑務所出所者等の雇用には協力する協力雇用主、刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主への啓発・支援には、刑事司法手続や刑務所出所者等の就労支援に関する知見が必要である。また、国や地方公共団体に加えて、保護司や篤志面接委員等のボランティア、更生保護法人等の民間団体といった関係機関等との連携体制を築くことが非常に重要となる。

就労支援分野で実績のある複数の事業者に対してヒアリングを実施した

ところ、刑務所出所者等の就労支援についてのノウハウ構築に大きな負担がかかること、支援員に適切な人員の確保が困難であることが参入障壁である旨の回答が多いほか、刑務所出所者等の就労支援を目的として設立された現行事業者との競争に高いコストを要することへの懸念などもあった。そのため、仕様書の見直しや事業周知時に事業者へ丁寧な説明を行うことにより改善を試みたが、新規事業者の参入には至らなかった。

以上のとおり、競争性について課題が残るが、これまで可能な限りの改善策を講じており、本事業の目的を達成し、質を維持するためにはこれ以上の改善を図ることは困難である。そこで、今期をもって終了プロセスに移行し、今後の事業は厚生労働省の責任において実施することとしたい。

(2) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

令和 4 年 6 月 1 日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」の
実施状況報告について（令和 3 年度）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を委託する。

(1) 業務内容

ア 職場体験講習実施奨励金の審査及び支給

刑務所出所者等に職場体験講習を行う事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、職場体験講習実施奨励金を支給することを含む。）を実施する。

イ 職場体験講習受講援助費の審査及び支給

職場体験講習を受講する刑務所出所者等（以下「受講生」という。）に対して、必要な給付処理（刑務所出所者等に対して、職場体験講習受講援助費を支給することを含む。）を実施する。

ウ 傷害賠償責任保険の加入

受託者は、受講生が受講中及び通所途上に事故等により怪我をした場合及び受講生が受講中に講習実施者等に損害を与えた場合に備えて、傷害賠償責任保険に加入する。

エ 試行雇用助成金の審査及び支給

刑務所出所者等を試行的に雇用する事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、試行雇用助成金を支給することを含む。）を実施する。

オ セミナー及び事業所見学会の必要経費の審査及び支給

(ア) セミナー

安定所、保護観察所又は矯正施設が企画・実施する刑務所出所者等を聴講者とするセミナー実施に係る費用の支払いを行う。

(イ) 事業所見学会

安定所、保護観察所又は矯正施設が企画する刑務所出所者等を対象

とする事業所見学会の実施に係る経費の支払いを行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 受託事業者

特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和3年度刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。令和3年3月1日に開札した結果、1者（全国就労支援事業者機構）の応札があり、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本業務の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 適正な審査及び支給・不支給決定

1) 水準：各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行う

こと。

2) 結果：適切に実施された。

本事業の実施に当たり、民間事業者は詳細な審査方法等について厚労省と調整を行い、迅速に業務を進めた。

(3) 事業の目標及び評価

1) 水準：トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。

2) 結果：おおむね達成

トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が77.1%であった(27件/35件)。

(4) 評価

支給・不支給決定に7週間以上を要した申請が8件あるが、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要しており、受託事業者の対応には問題がなかった。令和2年度事業の結果(28.4%(31件/109件))と比較しても大きく改善が図られており、事業目標はおおむね達成された。

3. 実施経費の状況及び評価

従前経費(税抜)(元年度)	7,183,282円
実施経費(税抜)(3年度)	6,496,241円
増減額	▲687,041円
増減率	▲9.6%

※各年度の契約額から消費税及び助成金等の支給経費を除いた金額。

※従前経費は、事業分割前の経費から当該事業以外の経費を除いた金額。

市場化テスト導入前(令和元年度)と導入後(令和3年度)を比較して実質687,041円、9.6%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和3年度の審査結果は「問題なし」とされている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会(※)において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和3年度の評価は「a評価」(施策継続)となっている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、仕様書の見直し等を行った上で競争入札を実施したが一者応札であった。
- ④ 支給・不支給決定に7週間以上を要した申請は、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要したものであり、受託事業者の対応には問題がなく、事業目標はおおむね達成された。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、687,041円の減額となった。

6. 今後の事業

(1) 競争性確保のためのこれまでの取組等

本事業は、市場化テスト2期目であるところ、競争性確保のため、事業の分割、公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等を実施したが、一者応札であり、競争性の確保に課題があった。

事業分割によって、本事業を受注可能な事業者は増加したと考えられるが、これまで刑務所出所者等の就労支援に係る事務・経理業務が単体で外部発注されることはなかったため、事務・経理業務を得意とする事業者にノウハウの蓄積がなく、新規参入時の負担が大きいことが、競争性の確保が困難であった理由として考えられた。

こうした新規参入における負担を軽減するため、入札関係書類の見直しや事業主への丁寧な説明に努めたところ、市場化テスト3期目の令和4年度事業は、新規2者からの応札があり、競争性が確保された。

市場化テスト3期目の入札結果も考慮すると、本事業については、おおむね良好な実施結果を得られており、今期をもって終了プロセスに移行し、今

後の事業は厚生労働省の責任において実施することとしたい。

(2) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

自己チェック資料

令和4年6月1日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業

「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

1. 令和2年度契約時（市場化テスト1期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 関係機関との連携について、具体的にどのような取組が求められているのか説明を充実させるべきとの指摘に対し、説明の追記を行った。
- ② 入札実施要項に加えて仕様書に沿って事業実施することを明確にすべきとの指摘に対し、記載を明確化した。
- ③ 再々委託が禁止されることについて、記載を明確化した。
- ④ 要求水準である接触事業者数の集計方法の記載を明確化した。
- ⑤ 類似事業実績の加点方法の記載を明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 業務の性質が異なる協力雇用主等支援業務と支給業務等を分割し、さらに小規模事業者の参入を促すため、協力雇用主等支援業務を5つの実施対象地域に分割して入札を実施した。
- ② 事業の質を確保するため、客観的・定量的な要求水準として「接触事業者数」を追加した。
- ③ 応募条件としていた「刑務所出所者等の就労支援を行った実績があること」を撤廃し、類似事業の実績を総合評価落札方式の加点項目とした。
- ④ 従前の事業内容に関する情報を入札関係資料において開示した。

2. 令和3年度契約時（市場化テスト2期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 定例会議の実施について、頻度や議事録の作成に関する説明を追記した。
- ② 要求水準である開拓求人数の集計方法の記載を明確化した。
- ③ 要求水準が達成できなかった場合についての対応を明確化した。
- ④ 本事業で取り扱う個人情報の範囲についての記載を明確化した。
- ⑤ 啓発・支援業務の内容についての記載を明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 公告期間を延長した（開庁日23日間）。
- ② 類似事業の実績に対する加点について、自主事業の実績も加点対象とした。

- ③ 従事人員の兼務割合や要求水準達成率等の情報開示の充実を図った。
- ④ 支援員として想定される人材についての記載が支援員の必須条件であると誤解を与えないよう記載を修正した。

3. 令和4年度契約時（市場化テスト3期目）

（1）監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 定例会議をオンライン方式で実施することについて、記載を明確化した。
- ② 情報収集業務の従来の実施方法について、記載を充実させた。

（2）入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 類似事業の実績に対する加点を圧縮し、新規参入促進の観点から採点内容を見直した。
- ② 支援員として想定される人材についての記載から具体的な資格の例示を削除し、支援員の必須条件であると誤解を与えないよう記載を修正した。
- ③ 入札参加資格を全等級に拡大した。
- ④ 事業者への周知を徹底した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

当該委託事業は、平成27年度から「特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構」が継続受注し、競争性が確保されていなかったことから、市場化テストの対象となったが、市場化テストの対象となった1期目から3期目いずれも1者応札となった。

入札に当たっては、「①「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況」のとおり事業分割や応募条件廃止など、新規事業者が参入できるよう様々な措置を講じたところであるが、以下のとおり、新規事業者の参入が難しいと考えられる。

① 専門性を要する事業かつ特殊な事業であること

当該事業は、協力雇用主及び刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主に対する啓発・求人開拓・情報収集が事業内容であり、業務遂行には、刑事司法手続や国が実施する刑務所出所者等への就労支援施策に関する専門的な知識が必要である。

また、刑務所出所者等への支援は、国や地方公共団体に加えて、保護司や篤志面接委員等のボランティア、更生保護法人等の民間団体が連携して実施しており、本事業においても各実施対象地域でこれらの関係機関等との連携体制を築くことが非常に重要となる。

② 支援員の人材が不足していること

①の専門性を有した支援員を確保するためには、刑務所出所者等に対する支援業務の経験がある者を採用する、類似分野で就労支援業務の経験がある

者を採用してノウハウを構築することが考えられるが、前者は定年退職後で就労を希望していない場合が多く、後者は刑務所出所者等に対する支援という業務の特殊性から希望者の確保が困難であると考えられる。

③ 現行事業者との競争に高いコストを要すること

事業分割後の5つの実施対象地域では、刑務所出所者等への就労支援を目的として設立された各都道府県の「特定非営利活動法人就労支援事業者機構」が継続受注しており、新規参入に当たっては、既にノウハウを十分に持ち、関係機関との連携体制が構築されているなどの極めて高い専門性を有する現行事業者との競争が必要となる。上記①②の理由から現行事業者を上回る質の確保には、高いコストとリスクが伴い、新規事業者の参入が難しい。

以上のとおり、競争性について課題が残るが、これまで可能な限りの改善策を講じており、本事業の目的を達成し、質を維持するためにはこれ以上の改善を図ることは困難である。

自己チェック資料

令和4年6月1日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

1. 令和2年度契約時（市場化テスト1期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 入札実施要項に加えて仕様書に沿って事業実施することを明確にすべきとの指摘に対し、記載を明確化した。
- ② 再々委託が禁止されることについて、記載を明確化した。
- ③ 業務内容に事業主等への支払業務が含まれることを明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 業務の性質が異なる協力雇用主等支援業務と支給業務等を分割して入札を実施した。
- ② 競争性を高めコスト削減する観点から、入札方法を随意契約（企画競争、公募方式）から一般競争入札（最低価格落札方式）に変更した。
- ③ 迅速かつ適正な処理の目安として、支給・不支給決定に要する期間を6週間以内とするよう基準を設定した。
- ④ 従前の事業内容に関する情報を入札関係資料において開示した。

2. 令和3年度契約時（市場化テスト2期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 定例会議の実施について、頻度や議事録の作成に関する説明を追記した。
- ② 本事業で取り扱う個人情報の範囲についての記載を明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 公告期間を延長した（開庁日30日間）。
- ② 職場体験講習に係る業務の簡素化・明確化を行った。
- ③ 従事人員の兼務割合等の情報開示の充実を図った。

3. 令和4年度契約時（市場化テスト3期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 定例会議をオンライン方式で実施することについて、記載を明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 審査書類や審査事項を見直し、業務を明確化した。

- ② 入札参加資格を全等級に拡大した。
- ③ 事業者への周知を徹底した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

当該委託事業は、平成 27 年度から「特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構」が継続受注し、競争性が確保されていなかったことから、市場化テストの対象となった。

市場化テストの対象となって以降、「①「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況」のとおり、事業分割や事業内容明確化など、新規事業者が参入できるよう様々な措置を講じたが、1 期目及び 2 期目は一者応札となった。

本事業を継続受注していた「特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構」は、刑務所出所者等の就労支援を目的とした極めて専門性の高い団体であり、協力雇用主支援と支給業務が一体となった分割前の事業を実施可能な数少ない団体であった。支給業務は、協力雇用主等支援業務ほど、専門性を要しかつ特殊な業務ではないため、事業分割によって、支給業務単体を受注できる事業者は増加したと考えられるが、これまで刑務所出所者等の就労支援に係る事務・経理業務が単体で外部発注されることはなかったため、事務・経理業務を得意とする事業者にノウハウの蓄積がなく、新規参入の負担が大きいことが競争性の確保が困難であった理由として考えられた。

しかしながら、市場化テスト 3 期目の令和 4 年度事業では、入札実施要項等の更なる見直しを行うとともに事業者への丁寧な周知に取り組んだところ、新規 2 者の応札があり、競争性が確保された。